

問  
13

## 労働組合が36協定を推し進める目的は？

本来労働基準法では、1週40時間・1日8時間の法定労働時間と毎週少なくとも1回の休日が原則であり、36協定はこれに対する例外として位置づけられています。ところが現実には、自治体職場をはじめ多くの地域公共サービス職場では、恒常的に長すぎる超過労働が行われています。それだけでなく、仕事への無定量の責任が課せられ、働きすぎが慣習としてしみついているとも言うべき状況があります。このような職場で「36協定を結ばない。1週40時間・1日8時間の原則を守ろう」と言っても、それだけではなかなか運動は進みません。

超過労働を減らすためには、時間外労働のあり方を明確にし、いわば職場の常識・文化を変えなければなりません。そのための1つの有力な手段として、運動として、自治労は36協定の締結を推進しています。